

明石市立総合福祉センターの指定管理者候補者について

地方自治法、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等に基づき、「公の施設」で「明石市立総合福祉センター」について、令和5年4月1日から指定管理者による管理運営を行うため、次のとおり、指定管理者の指定に係る手続きを進め、指定管理者候補者を選定した。

なお、指定管理者の指定に際しては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、以下は、指定をする前段階としての“選定”結果である。

1 指定管理対象施設及び指定期間

- (1) 名 称 明石市立総合福祉センター
- (2) 所 在 地 明石市貴崎1丁目5-13
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

2 指定管理者候補者

- (1) 事業者の名称
 - 事業者 社会福祉法人明石社会福祉協議会（理事長 野村 信一）
 - 団体所在地 明石市貴崎1丁目5-13

3 指定管理者が行う業務

明石市立総合福祉センター

- (1) 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉の増進に関すること。
- (2) 老人福祉の増進に関すること。
- (3) 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進に関すること。
- (4) 地域福祉活動の増進に関すること。
- (5) 共生の社会づくりの推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

4 選定までの手続き

- (1) 仕様書の提示 令和4年9月21日
- (2) 申請書類提出 令和4年10月7日
- (3) 書類所管課審査 令和4年10月7日
- (4) 審査結果通知 令和4年11月上旬
- (5) 指定議案の提出 令和4年12月 市議会上程

5 指定管理者候補者の選定

申請書類を所管課において、総合的な評価を行い、市長へ推薦を行った。
これを受けて、市長が指定管理者候補者として選定した。